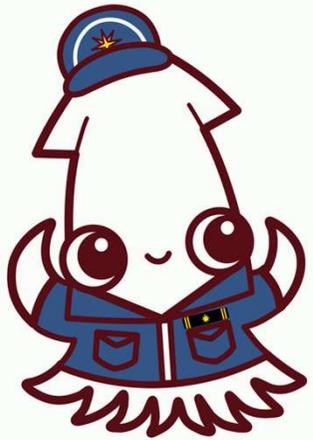
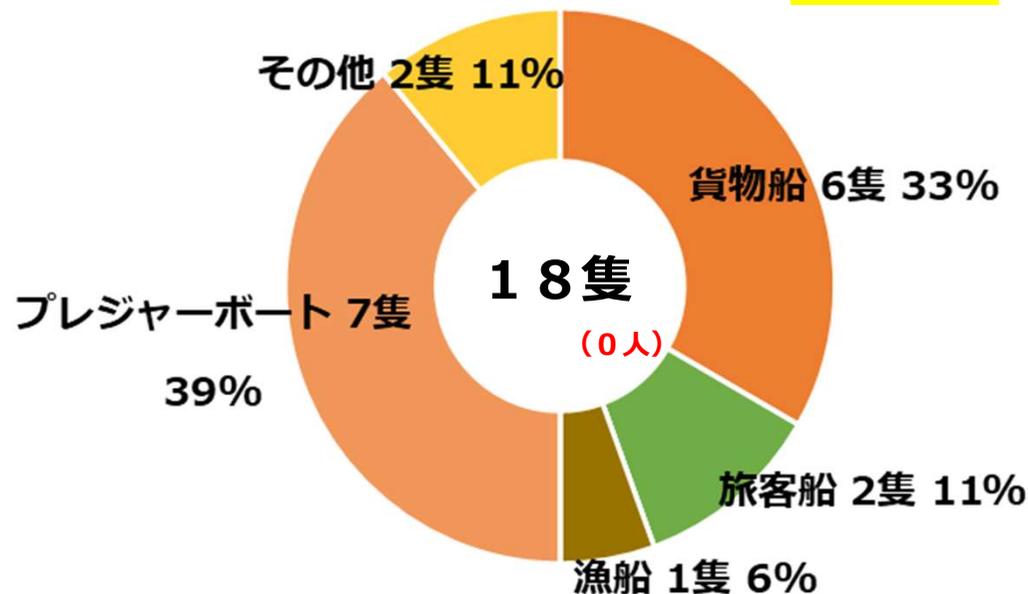




東京湾海難防止協会 東京地域連絡会

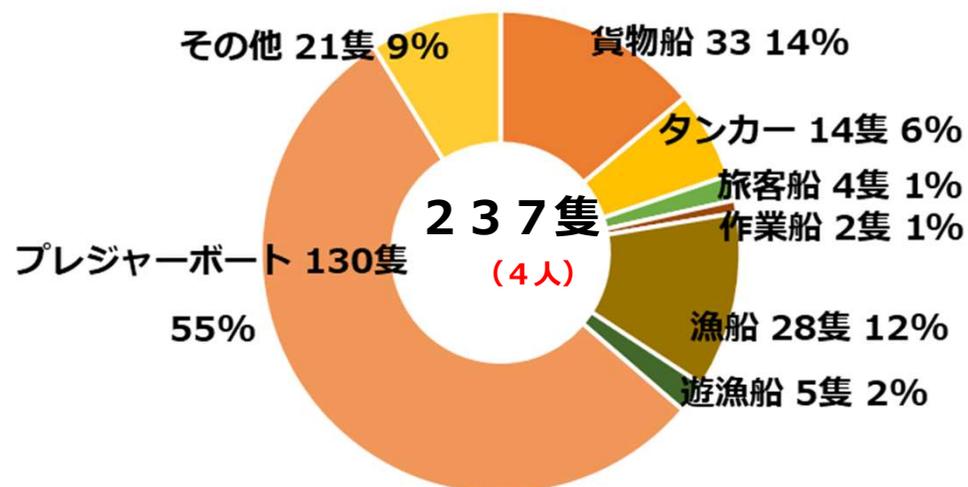


【令和5年 船舶海難発生状況(東京管内)】

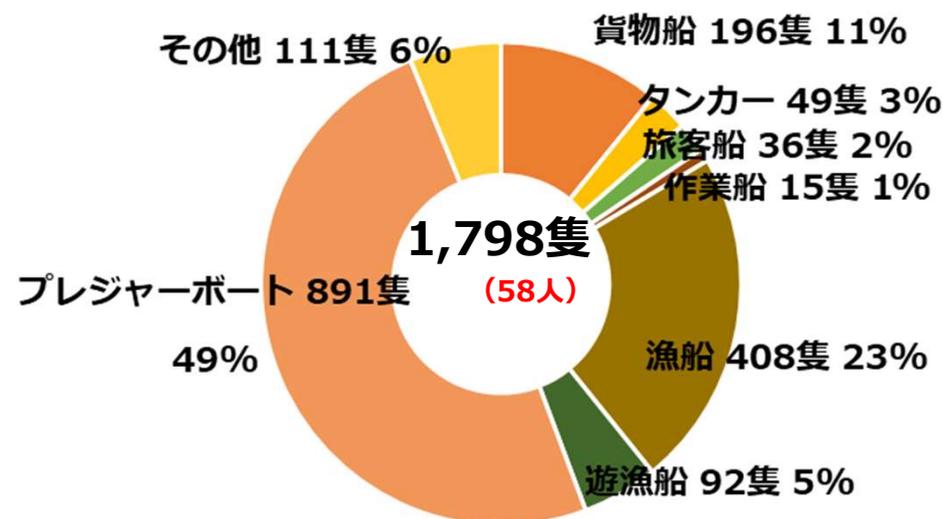


- ✓ 全国・三管区及び東京管内では、**プレジャーボート**の海難が多い傾向
- ✓ 東京管内死亡行方不明事故**0達成**
平成26年から9年連続発生0継続中！
- ✓ 全国と比べ、漁船海難は少ない傾向
(三管区、東京管内共に)

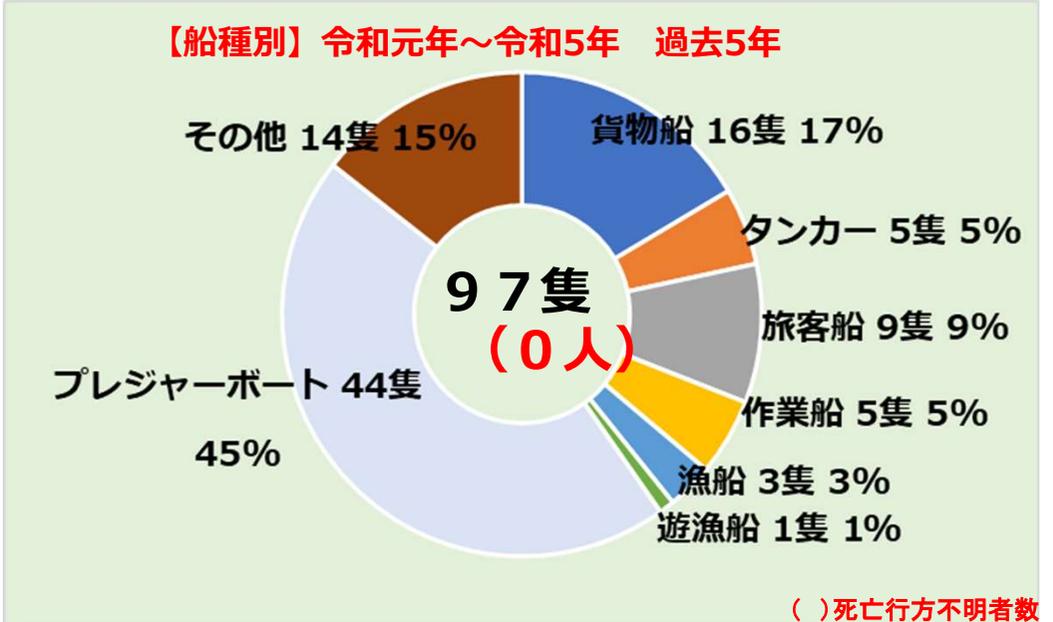
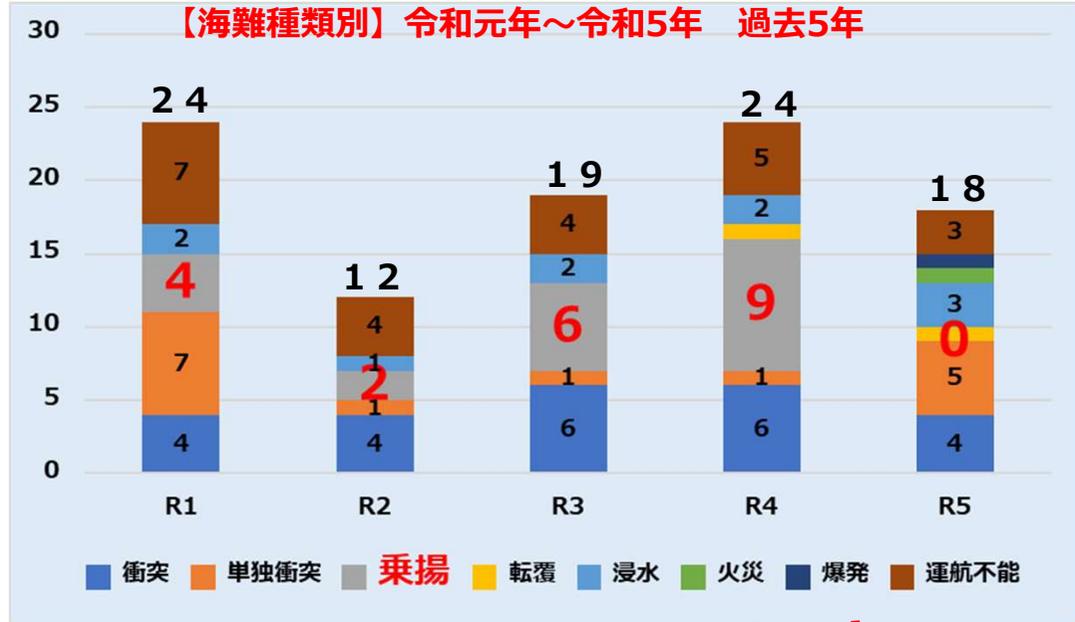
【令和5年 船舶海難発生状況(三管区)】



【令和5年 船舶海難発生状況(全国)】



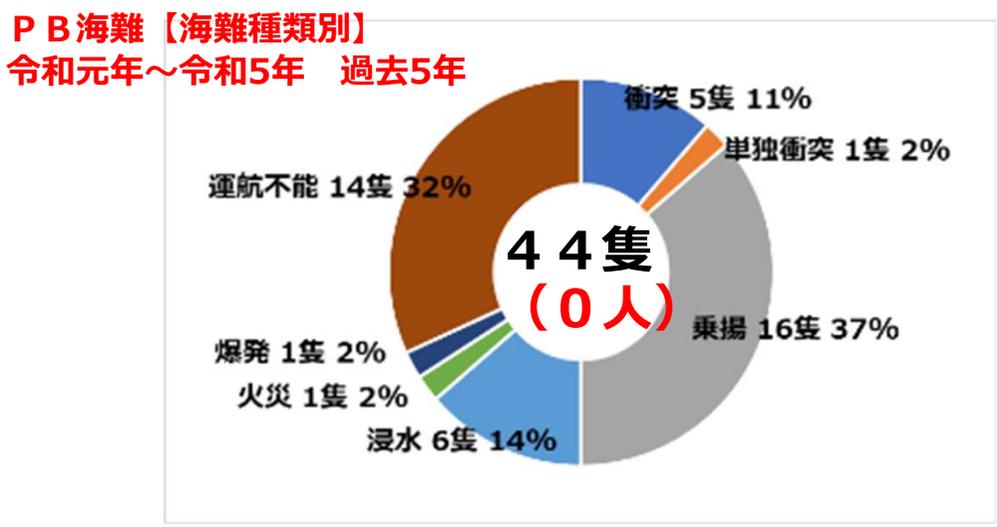
【東京管内船舶海難発生状況】



令和5年 乗揚海難0達成！！

プレジャーボートによる事故が多数

【東京管内船舶海難発生状況 深堀 プレジャーボート海難】

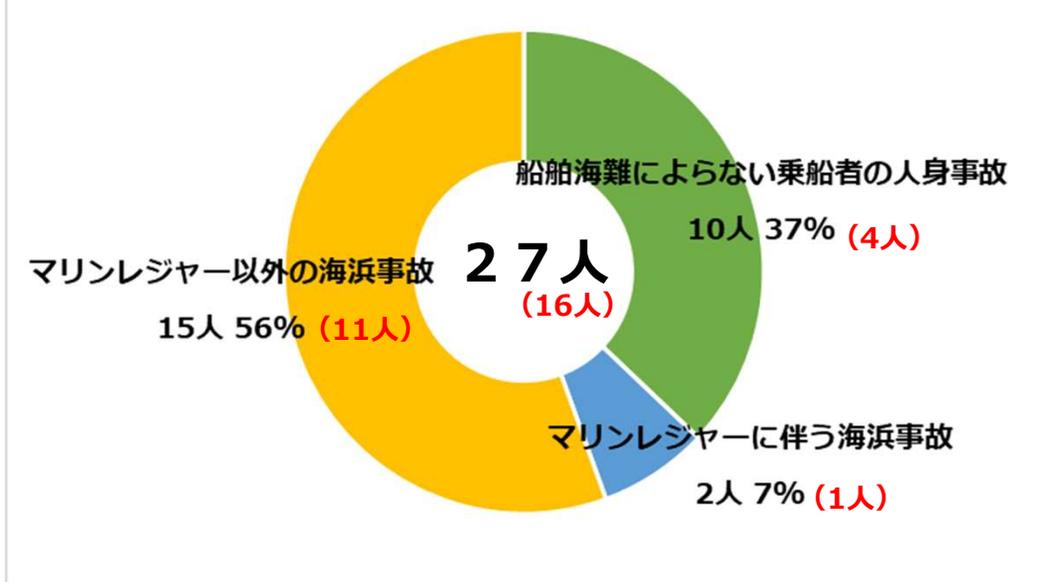


- ✓ 16隻で**乗揚**海難が最多
- ✓ 運航不能 14隻 内訳
 - 機関故障 6
 - 推進器障害 3
 - 操船技能不足 1
 - 舵故障 1
 - 燃料欠乏 1
 - 無人漂流 (係留不備) 2

**事前点検整備
備で防止で
きた海難が
多数！！**

東京管内人身海難発生状況

【令和5年 人身海難発生状況(東京管内)】



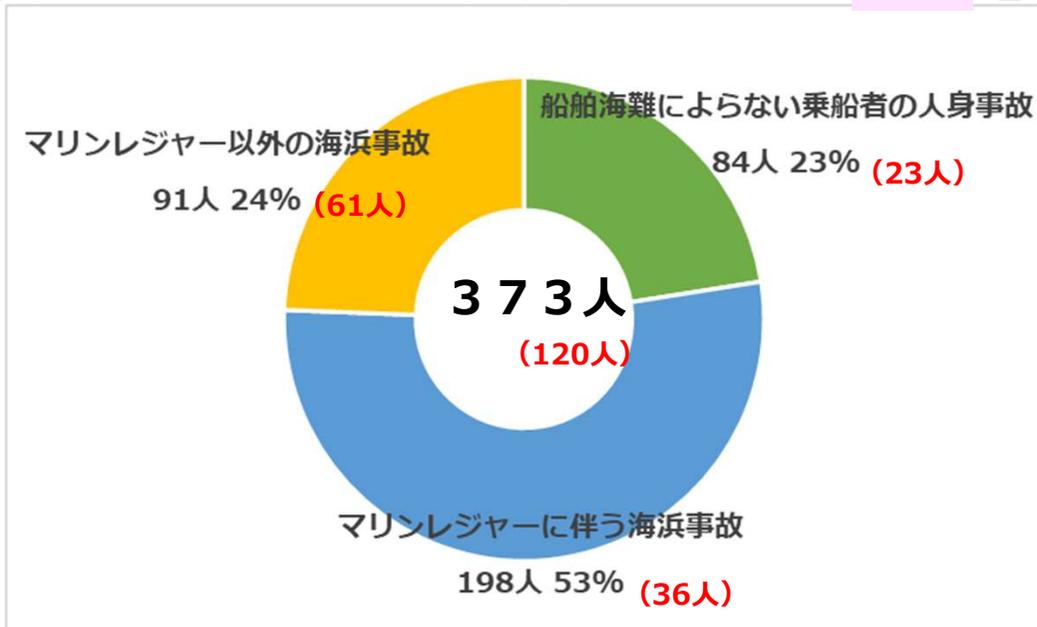
✓ 全国、三管区共にマリナーに伴う海浜事故が最多
東京管区は最小。

→東京港内に海水浴場等遊走海域がないため。

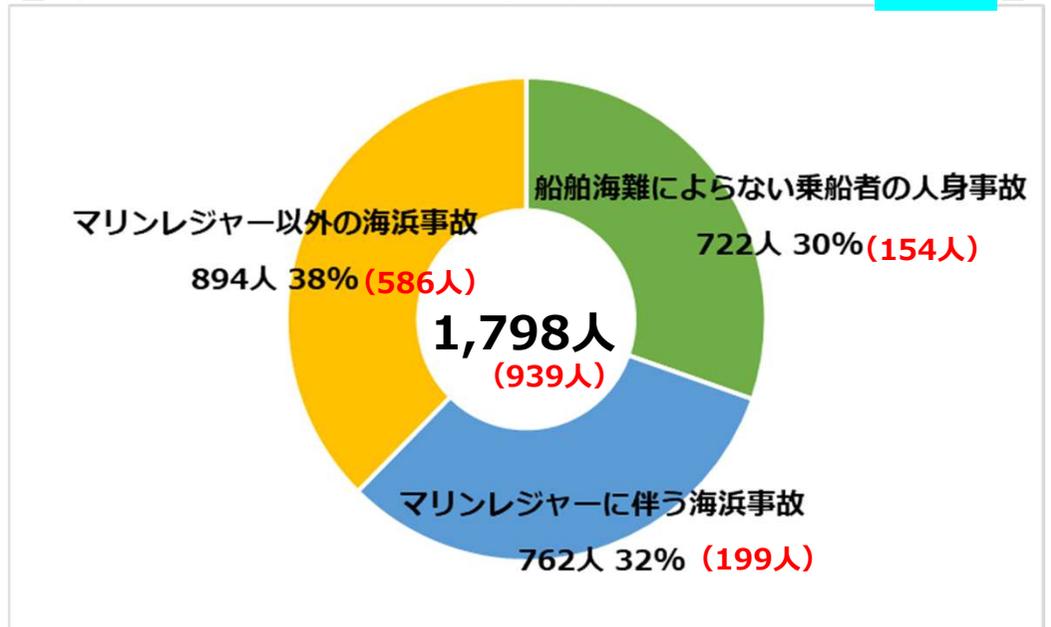
(課題) 1都3県居住者による全国各地での海難

- * 船舶海難によらない乗船者の人身事故：海中転落、病気など
- * マリナーに伴う海浜事故：遊泳中、サーフィン中など
- * マリナー以外の海浜事故：自殺、負傷など

【令和5年 人身海難発生状況(三管内)】



【令和5年 人身海難発生状況(全国)】



例年PBによる海難が多く、東京保安部管轄（1都3県）の居住者による海難も全国各地で発生 ➡ PB機関故障等の未然防止のため、発航前点検の励行などの周知活動
 ➡ 一都三県（東京、埼玉、栃木、群馬）の居住者への啓発活動
 ➡ 各種ラジオ、公共交通機関、大型商業施設などを活用した周知活動

【発航前点検】 ※ YouTubeも展開

【1都3県の小中高生を対象としたリーフレット】

**発航前検査 やらずに後悔
やって航海!!**

船体の検査

- 船体に亀裂や破口はないですか
- ヒルジは普段より多くないですか

エンジンの検査

- 燃料、エンジンオイル、冷却水の量は十分ですか
- 燃料コックは開いていますか
- 燃料フィルターなどに異物はないですか
- Vベルトにひび割れや磨り切れはないですか
- バッテリーの液量、ターミナル各部の締め付けは十分ですか

エンジン始動後の検査

- 回転計、燃料計などの各計器類は正常値を指していますか
- 冷却海水は排出されていますか
- エンジンからの異音や異臭はないですか

救命設備 その他の検査

- ライフジャケットは着用しましたか
- 通信手段は確認しましたか
- 気象海象情報、水路情報は確認しましたか
- その他の法定備品は確認しましたか

Check here!!

YouTube 発航前検査 確認動画
「発航前検査のすすめ!!」
※YouTubeにアクセスします

出発前、これだけは確認しよう!
危険!!

令和6年〇月〇〇日
東京海上保安部

埼玉県の皆さんへ

これから夏休みに入ると、海に行く機会が増えるかもしれません。
下記に紹介する事例や安全対策を確認してから海へ行き、安全にマリネジャーを楽しんでください!

事故者（埼玉県在住、高校生）は、友人とともに夏休みに千葉県を訪問した。（海水浴場の開設なし）友人と3人で腰から胸程度の深さの場所で遊んでいたが、事故者が溺れているところを友人が発見し、助けようとしたが肩を捕まれ自身も溺れそうになったので海岸へ戻り周囲の者に助けを求め、通報してもらったがその間に事故者を見失った。船・航空機により捜索が行われたが、2日後に消波ブロックに挟まっているところを発見された。（死亡事故）

▲事故の原因▲

- 救命胴衣を着用していなかった
- 連絡手段を確保していなかった

事故を防ぐためには

- ◎海で遊ぶ前に天気予報をチェックしよく晴れた風の穏やかな日に遊びましょう!
- ◎海で遊ぶ時はサイズの合った救命胴衣を正しく着用しましょう!
- ◎海で遊ぶ時は子供から絶対に目を離さないようにしましょう!

海的事件・事故は「118番」!!!

←「Water Safety Guide」
海で安全に遊ぶための総合情報サイトです! 要チェック!

事故発生状況は次へ!

➤ 乗揚危険度の高い海域やSUP等の集まる場所で効率的に安全啓発活動等を展開

➡ 特に乗揚の多い三枚洲等での指導 / SUP等の出艇・活動海域の情報を収集



…プレジャーボート乗揚危険場所
(水上オートバイ含む)

ユーザーの情報による **乗揚危険箇所BEST3**

<p>NO.1 三枚洲</p> <p>危険度 ★★★★★ 特徴 浅瀬(広範囲)</p>	<p>NO.2 海老取川北側</p> <p>危険度 ★★★★★ 特徴 浅瀬(広範囲)</p>	<p>NO.3 夢の島大橋</p> <p>危険度 ★★★☆☆ 特徴 浅瀬(護岸寄り)</p>
--	---	---



…SUP / カヤック等の目撃場所

出艇場所や活動海域が分散し、傾向が掴みにくい…
⇒ 引続き情報収集して傾向把握

(予定)令和6年度 官民合同パトロール
(7/20AM予定)

東京国際空港周辺海域における 走錨海難防止対策について

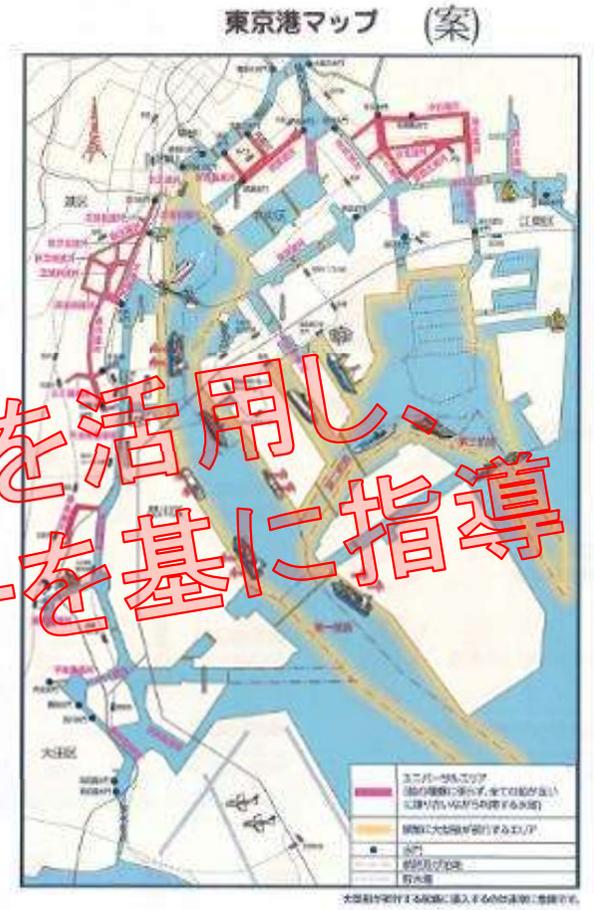
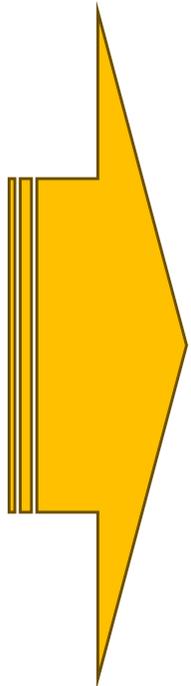


令和元年6月28日から、以下のとおり、港則法の規定に基づき、
荒天時に於いて、東京国際空港（羽田空港）周辺の2海里の海域（※図参照）が、錨泊制限海域となりました。



発令事由	東京国際空港に平均風速20m/s以上となることが予測される場合
対象船舶	全ての船舶、ただし、次に掲げる船舶を除く。 ①人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他の公益上の必要が認められる用途を行うため、やむを得ず錨泊制限海域に錨泊する船舶。 ②船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域に錨泊する船舶。 ③緊急用に掲げるものほか、官制長が認めた船舶。
その他	警告が発令された後、正当な理由がないまま錨泊制限海域で錨泊を継続した場合、港則法の規定に基づき、当該船舶から通告を命じます。
違反行為	港則法第39条第4項(罰金) 港則法第39条第3項(没収)
罰則	港則法第50条第3項(口+月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

- 2013年7月 行政や水域利用者、地域住民等が協力して運河のルール・マナーを策定
 - ➡ マリンアクティビティが増加し、2013年当時とは状況が変化 / 対応を検討・・・
 - 協議会での検討を経て、本年7月下旬に公表予定



協議会で検討

- ✓ 東京港の運河利用のルール・マナー検討会事務局 (東京都港湾局) 作成
- ✓ 本年7月下旬公表予定